仕　様　書

１. 件名

令和７年度から令和８年度における

大阪急性期・総合医療センターで使用する都市ガスの調達に係る単価契約

２. 需要施設概要

（１） 対象建物　大阪急性期・総合センター

（２） 需要場所　大阪府大阪市住吉区万代東三丁目１番56号

（３） 業種及び用途　病院

３. 調達期間

令和７年12月１日から令和８年11月30日まで

４. ガスの概要

（１） ガスの種類　　都市ガス13A

（２） 供給熱量　　　一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による

（３） 供給圧力　　　中圧B又は低圧

（４） 対象メーター　別紙１のとおり

５. 使用条件の概要

（１） 契約最大使用量　　　　570㎥／h

（契約最大使用量とは、契約で定める１年間を通じて１時間当たりの最大ガス使用量をいう。）

（２） 契約年間使用量　　　　1,592,000㎥

（契約年間使用量とは、契約で定める１年間の契約予定月別使用量の合計量をいう）

（３） 予定年間引取量　　　　1,114,400㎡

（予定年間使用量とは、契約で定める発注者が１年間において引き取らなければならないガス使用量をいう）

（４） 契約最大需要期使用量　623,000㎡

（最大需要期とは、需要契約期間の11月定例検針日の翌日から３月定例検針日までの期間をいい、契約最大需要期使用量とは、この期間における合計ガス使用量をいう）

（５） 予定月別使用量は、別紙２による。

６. 大口供給条件

本件の仕様書における大口供給条件は、入札時において受注者が定めているものとする。なお、記載事項について同様の項目がある場合は、仕様書および契約書を優先する。

７. 原料費の調整

（１）落札決定後、原料価格が変動した場合に限り、受注者は、受注者の定める　大口供給条件に基づき、原料費の調整を行うことができるものとする。

（２）入札時の料金の算出にあたり原料費料金は、財務省貿易統計の令和７年３月から同年５月までの公表値の平均原料価格を用いて算出し、その算出方法を提示し原料費の調整の基準とする。なお、石油石炭税等租税課金はＬＮＧ1,860円/ｔ、ＬＰＧ1,860円／tを用いて算出するものとする。

８. 託送料金の算定

（１）託送料金は、一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款に基づき算定するものとする。

（２）託送料金の算定方法の見直しは、一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款に変更があった場合に限り変更できるものとする。

（３）入札時の料金の算出にあたり、託送料金を含めて算出するものとする。

９. 料金の算定

料金の算定は、契約期間の使用量に基づき、次の計算方法で行う。

ガス料金＝（契約単価＋原料費調整額）×検針で計量した使用量

契約単価：契約書記載単価

検針で計量した使用量：１箇月（前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間をいう）の使用量

託送料金：契約単価に託送料金が含まれていない場合は加算

原料費調整額：７．原料費の調整に基づき算出

10. 契約最大需要期使用量の超過

最大需要期における実績使用量が契約最大需要期使用量を超過した場合は、受注者は、受注者の定める大口供給条件に基づき精算額を請求することができる。

11. ガス使用量の測定法

（１）一般ガス導管事業者が設置した計量器により毎月検針を行うものとする。

（２）料金算定期間は、定例検針日の翌日から次回定例検針日までとし、原則毎月１日から当該月の末日までとする。

（３）検針場所は、別紙１に示す敷地内７箇所のガスメーターとする。

12. ガス供給設備の財産分界点

敷地境界線とする。ただし、メーターは一般ガス導管事業者所有とする。

13. ガスの安定供給

受注者は、ガスの安定供給をはからねばならない。ただし、以下の場合、ガスの供給を中止し、又はガスの使用を制限、若しくは中止の申し出ができる。

（１）ガスの需給逼迫等止むを得ない場合

（２）一般ガス導管事業者のガス供給設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合

（３）一般ガス導管事業者のガス供給設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合

（４）天災地変等の場合

（５）その他保安上必要がある場合

14. 受注者の責務

（１）受注者は、ガス事業法の定めるところにより、ガス消費機器について保安責任を負うものとする。ただし、前回調査から４年を経過しないものについては、調査を省略できるものとする。

ア　供給ガスに対する適応性

イ　漏洩検査

ウ　ガス栓との接続方法

エ　ガス機器の給排気設備

オ　ガス機器のCO測定

（２）保安責任分界点は、ガス消費機器の末端のバルブとする。

15. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た情報及び事項を他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。ただし、事前に承諾を得ている場合はこの限りではない。なお、検針業務を第三者に委託する場合には、委託する第三者に秘密保持を遵守させるとともに、それが分かる書面(誓約書等)を別途提出すること。

16. その他

本仕様書に規定されていない事項は、受注者が定める約款や供給条件等の規定による他、協議により決定するものとする。